

平成 30 年 3 月 1 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

P E T ボトル再商品化実施料金（マイナスの場合）の支払いについて

1. P E T ボトル再商品化実施料金（委託料）とその支払条件については、P E T ボトル再商品化実施契約書第 22 条に規定しており、更に詳しくは資料 6 「P E T ボトル再商品化実施料金の計算方法」でご案内していますので、それぞれご確認ください。
2. 上記の取り決めに基づき、毎月 5 日期限（5 日が土・日曜日、祝日にあたる場合、資料 9 を参照のこと）の再商品化製品引き渡し実績報告分について同月末日の支払いとなりますが、同月の再商品化実施料金がマイナスである再商品化事業者に対しては当協会より負号の後に示される金額の請求書を毎月下旬に送付しますので、当該金額を期限までに下記口座へお振り込みください。振り込み手数料は再商品化事業者の負担となります。

三井住友銀行 東京公務部 普通預金 0 1 5 8 7 0 5

口座名義 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

3. 期限までの支払い義務を怠った場合は、再商品化実施契約の全部又は一部の解除事由になりますので（P E T ボトル再商品化実施契約書第 25 条 17 号）、ご注意ください。

以上